

放送政策に関する調査研究会
(第12回会合) 議事概要

1 日時 平成25年8月8日(木) 10:30～11:30

2 場所 中央合同庁舎第2号館11階 第3特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

大久保 直樹、大谷 和子、小塚 莊一郎、新美 育文、長谷部 恭男(座長)、
山下 東子

(2) 総務省

柴山総務副大臣、桜井総務審議官、鈴木官房総括審議官、福岡情報流通行政局長、
南官房審議官、奈良総務課長、秋本放送政策課長、野崎放送技術課長、
長塩地上放送課長、鈴木衛星・地域放送課長、湯本コンテンツ振興課長、
岡本放送政策課企画官、吉田放送政策課企画官、小澤国際放送推進室長

4 議題

- (1) 第一次取りまとめ(案)に対する意見募集結果について
- (2) 第一次取りまとめ(案)について
- (3) 放送ネットワークの強靱化に関する取組について
- (4) その他

5 議事概要

(1) 第一次取りまとめ(案)に対する意見募集結果について

○説明内容

『第一次取りまとめ(案)に対する意見募集結果』(資料12-1)に基づき、事務局
から説明。

(2) 第一次取りまとめ(案)について

○説明内容

『第一次取りまとめ 修正箇所一覧』(資料12-2-1)及び『第一次取りまとめ 修
正案』(資料12-2-2)に基づき、事務局から説明。

【長谷部座長】 事務局からの説明を踏まえ、意見募集結果及び寄せられた意見に対す
る研究会の考え方、並びに第一次取りまとめ(案)の修正案について、ご意見等ございま

したら、お願いいたします。

特段のご意見はないと考えてよろしいでしょうか。それでは、この件についてはこれで締めさせていただきたいと思います。修正を加えた第一次の取りまとめ（案）で意見集約は図られているかと思いますが、皆様、ご異論のないようでしたら、この案を最終的な取りまとめとしたいと思います。

それから、本日ご欠席の構成員の方もいらっしゃいますので、ご欠席の方への確認を含め、最終的なこの第一次取りまとめの調整については、細かい文言等の修正等、私にご一任をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように進めさせていただければと思います。

（３） 放送ネットワークの強靱化に関する取組について

○説明内容

『放送ネットワークの強靱化に関する取組』（資料１２－３）に基づき、長塩地上放送課長から説明

○質疑応答

【山下構成員】 コミュニティ放送について伺います。資料１２－３のp 14の参考10の周波数割当ての基本的方針案の中では、コミュニティ放送についての言及がありましたが、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」（以下「強靱化検討会」という。）中間取りまとめ全体としてはその話は入っていなかったと思います。

また、資料１２－３のp 5で紹介していただいたアンケート調査では、災害時にラジオが大変活用されていたということはわかりましたが、その際聞かれていたのは、AM、FM、コミュニティ放送のいずれなのかについて教えていただければと思います。

【長塩地上放送課長】 コミュニティ放送についても、資料１２－３のp 4の経営面以外のネットワークの強靱化の、1番上の「放送ネットワークの強靱化」の「（２）地域密着型情報ネットワークの構築推進」という提言の中でコミュニティ放送を普及していこうとまとめているところです。

それから、ラジオのアンケート調査についてはAM、FM、コミュニティ放送のいずれもが対象となっています。

【小塚構成員】 この強靱化検討会でどのような議論があったのかという趣旨で質問させていただきます。

基本的に事業再編し、場合によっては放送対象地域も統合し、そうした形で経営困難な

状況乗り越えていこうということだと思いますが、それで有効に対応していけるという感触が事業者の側からは出ていたのでしょうか。（事業規模を）大きくすることで問題を解決できるのではないかという話が出ていたのかどうか、教えていただければと思います。

【長塩地上放送課長】 強靱化検討会の中でも、有識者やみずほ銀行等に様々なシミュレーションをしていただきました。みずほ銀行はこちらの研究会でも放送市場に関するプレゼンをされていたと思いますが、強靱化検討会では、もう少し対象をラジオに絞ったプレゼンをしていただきました。その中で、例えば放送対象地域の統合については、少なくとも机上では経営の効率化が図られるというシミュレーションに基づいた提言をいただきました。また、現実の例として、ハード・ソフト分離は茨城放送が行っています。また、TBSは昔ラテ兼営だったものが分社化され、さらには持株会社に再編されています。さらに、FM802という大阪のラジオ局では、最近ラジオ局を1局2波という形で、マスメディア集中排除原則の緩和のメリットを受けて経営統合を行っています。こうした事例を受けて、放送対象地域の統合は方向性としてはあるのではないかという趣旨のプレゼンや議論もありましたが、コンセンサスまでは得られていないという状況です。あくまでも、第一義的には個々の経営判断の問題であることが前提としてありました。

【大谷構成員】 資料12-3のp4の主なその他の提言の中で、新たなアイデアによる事業展開の推進とあり、(2)の地域密着性の強化はこれまでラジオの果たしてきた役割やラジオへの期待ということからも非常に納得がいきます。他方、(1)で記載されているラジオのエリアフリー化について、実際にこのような広域展開による成功例がベストプラクティスとして示されたことがあるのかということと、これが本当に活路になるという事業者側の期待感ほどの程度あるか、既にお調べいただいている範囲で教えていただければと思います。

【長塩地上放送課長】 エリアフリー化も非常に重要な課題として議論がありました。ラジオについては、「radiko」（民放）や「らじる★らじる」（NHK）といったインターネットのツールがあります。各民放に関しては、それぞれの放送局が地上波で流している放送対象地域と同範囲でインターネット配信をするのが基本となっています。他の放送対象地域にも他地域のコンテンツを聞きたい人がいるのではないかという視点から、配信範囲をもっと広げてはどうかといった住民ニーズに基づく議論がありました。また、それが放送局の収益の強化にもつながるのではないかといった考えもありました。

他方、エリアフリー化によって逆に大きなメディアが小さなメディアを飲み込むことになるのではないかという懸念も指摘されてきました。そうした点を踏まえて、どのようにエリアフリー化を進めていくのかについて、もう少し解決していかなければならないということではなかったかと考えています。

収益の関係ですと、radikoの聴取は基本的には無料のサービスのため、直接の収益へのプラスの効果は限定的であり、将来的にradikoがどのように収益に寄与していくのかは、非常に重要な1つの課題として共有されているのではないかと考えています。

(4) 柴山副大臣あいさつ

【柴山総務副大臣】 熱心なご議論をありがとうございました。今回、1か月にわたるパブリックコメントの結果を踏まえ、第一次取りまとめ（案）の修正についておおむねご理解をいただいたと思います。改めて、長谷部座長はじめ各構成員の皆様には、去年の11月の研究会の発足以来、集中的、精力的にご議論をいただきましたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

本日の取りまとめ、パブリックコメントも非常に大部だったのですが、国際放送、認定放送持株会社制度、またNHKのインターネット活用業務について方向性を示したいただき、ご紹介いただいたとおり、おおむね好意的な意見だったと思います。これらについて修正をさせていただいたところではありますが、これで終わりというわけではなく、速やかに制度整備の検討を進め、法律改正を要する事項については、放送法の改正案を準備するように事務方には指示をします。

そして今後は、本日紹介していただいた放送の経営の強靱化に関する検討も、研究会の議論の俎上に載せることになります。とりわけ事業再編の問題については、積極的にご議論いただきたいと思います。経営状態が悪化している事業者が集まることが、経営状態の向上につながるのかというご質問もありました。シナジー効果は、同じビジネスモデルを持つ者同士が統合又は分離するという横の再編によって規模が拡大すれば経営がよくなるかという話だけではなく、違うビジネスを実施している者と連携するという縦の再編によって、何か新しい付加価値が見出せるということもあるのではないかと思います。例えば、インターネットあるいはラジオで映像メディアを部分的に取り入れたり、情報を共有したりすれば、（その付加価値は）どうなるのかといったことです。そうしたことも検討していただきたいと思っており、先ほどお話があったハードとソフトの分離は、私はその1つの切り口にすぎないのではないかと考えています。最近は新たな技術が次々と出てきて、マルチメディアの進出も加速しています。それとこの（放送ネットワークという）セーフティーネットとが一体どのような関係に立つのか、ということについて現場の声を聞くと同時に、経営の問題については、ビジネスマンの方々からも色々と話を聞く必要があると思います。

最後になりますが、特にパブコメで提出された意見を拝見して私が痛切に感じたのは、何か新しいことを始めようとする際には、（自分が）影響を受けるからやめて欲しいという声が必ず出てくることです。あるいは、うちは厳しいから助けてくださいという意見が出てきます。しかし、新しいものが出てきて、その影響を受けるのであれば、それを乗り越える新しいビジネスを、そしてそれを展開していくにあたり、どのような法制度や規制が

ハードルになっているのかをまず考えていくことが、前向きな議論であり、本筋ではないかと私は思います。

ところが、個々の事業者としてならば、石にしがみついても岩にかじりついてでも新しいアイデアを捻出しようとするのに、団体になると守りに入る意見が出てきます。しかし、これから安倍内閣が成長戦略を打ち出していこうという中で、新しいビジネスが生まれたときに、本当に今の守りの姿勢で、既存の事業者との予定調和だけでいいのかということ、私は疑問に思っています。この研究会においては、関係者間で利害調整をする過程で、短期的な課題と長期的な課題と整理をさせていただきましたが、基本的なマインドとして、そうした部分を常に我々は頭に置いておいて、制度設計をしていくべきではないかと感じています。ぜひとも柔軟な姿勢で、これからまたご議論いただきたいと強くお願い申し上げます。

－以 上－